

～ 静和園から～

慰問

・「中里三味線会&なにもささ保存会」

会長 小野与三郎

会員16名来園。三味線、舞踊等を1時間にわたり披露してくれました。



【担当/静和園 ☎57-3101】

～ 総務課から～

青森県交通災害共済に
加入しましょう!!

年間お一人350円で、ご家族に大きな安心を

年間350円で安心をお約束。

道路での自動車事故はもちろん、自転車によるケガでもお支払いします。



【共済期間】平成20年4月1日から平成21年3月31日まで1年間

家族そろって、交通災害共済に加入しましょう。(1日1円で、ご家族に大きな安心を)

青森県交通災害共済は、【平成20年度役員募集中心】
年間お一人350円の会費であなたの安心をお約束します。

1日の会費でも
月会費が **2万円** 年会費は **100万円**

●保険料として2万円から15万円までお支払い。

●特別見舞金の場合は、30万円までお支払い。

●お申し込みの申込書・告知用封筒の窓口へ
お申し込みください。お申し込み後、お申し込み書は
告知用封筒に同封してご返送ください。

青森県交通災害共済組合 〒112-0001 青森市中央2-1-1

【担当/庶務係 内線17】

なかどまり

役場情報

このコーナーは、町からの情報が盛り沢山です。さらに詳しく知りたい方は、担当へお気軽におたずねください。

中泊町役場 ☎57-2111 小泊支所 ☎64-2111

～ 福祉課から～

特別障害者手当・ 障害児福祉手当 について

日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度障害者(児)に支給されます。

ただし、施設に入所したときや病院に長期入院(特別障害者手当のみ)したとき、又は障害者本人やその配偶者及び扶養義務者の所得が一定の額を超える場合は支給されません。

■支給月額

特別障害者手当(20歳以上)	26,440円
障害児福祉手当(20歳未満)	14,380円

■申請の手続きに必要なもの

- 預金通帳(障害者本人名義)
- 印鑑
- 身体障害者手帳(所持者のみ)
- 又は療育手帳(所持者のみ)
- 年金関係の証書
- 認定診断書(用紙は福祉課にあります)
- 所得状況届(用紙は福祉課にあります)

【担当 福祉係 内線24】

～ 町立図書館から～

今月の Mini コレクション

「直木賞候補者」「手作り・バレンタイン」をテーマにした本の展示をします。

新刊情報

- 『警官の血』 佐々木譲 新潮社
- 『ブルーバレンタイン』 新堂冬樹 角川書店
- 『最愛の君へ』 美帆 講談社
- 『いのちのパレード』 恩田 陸 実業之日本社
- 『選挙トトカルチョ』 佐野 洋 双葉社

本の寄贈ありがとうございます。

越野由美子 様 (53冊)

【担当/中泊町立図書館 ☎69-1111】

～町民課から～

後期高齢者医療制度 開始に関するお知らせ

平成20年4月1日から、75歳(寝たきり等の一定の障害があると広域連合が認定した65歳)以上の方は「後期高齢者医療制度」に加入することになります。

新しい被保険証が発行されます

- ・後期高齢者医療制度は、被保険者証(カードサイズ)が1人に1枚交付されます。
- ・現在老人保健の医療受給者証の交付を受けている方と平成20年4月30日までに75歳に到達する方には、3月下旬にお住まいの市町村から被保険者証が送付されます。
- ・平成20年5月1日以降75歳に到達する方には、75歳の誕生日までに、お住まいの市町村から被保険者証が送付されます。
- ・老人医療受給者証及び健康保険証等の返却については、お住まいの市町村担当課又は健康保険証の発行元に確認してください。

保険料について

- ・保険料は、被保険者一人ひとりに納めていただくこととなります。
- ・青森県の保険料は、低所得者等の軽減措置を踏まえて、一人当たりの平均額が**年額46,374円**となります。
- ・保険料は、所得に応じて負担する「所得割額」[(総所得金額等－基礎控除額33万円)×**所得割率7.41%**]と、被保険者全員が一律に負担する「均等割額」(**年額40,514円**)があり、これらを合算したものになります。(実際に納付していただく保険料の年額については、100円未満切捨ての額となります。)
- ・所得の低い世帯の方には、所得の区分に応じて均等割額が軽減(7割・5割・2割)される措置があります。
- ・激変緩和措置として、被用者保険(社会保険等)の被扶養者で、現行保険料負担のない方は、平成20年4月から9月までの半年間は保険料を徴収されず、10月から平成21年3月までは保険料(均等割額)を9割軽減されます。

保険料の納付について

- ・年金が年額18万円以上で、介護保険料との合算額が年金受給額の2分の1以下の方は、年金から保険料が天引き(「特別徴収」という。)されます。
- ・特別徴収の方は、**平成20年4月の年金支給時から仮徴収が始まります**が、10月の年金支給時から、確定した保険料で特別徴収されます。
- ・特別徴収以外の方は、お住まいの市町村から7月に送付される納付書により、最寄りの金融機関等で保険料を納めていただきます(「普通徴収」という。)
- ・**被用者保険(社会保険等)の被扶養者で激変緩和措置の対象となった方は、特別徴収又は普通徴収の方法により、10月から保険料を納めていただきます。**

『障害認定』により老人保健制度に加入している方について

- ・障害認定による老人医療受給の方も、平成20年4月から後期高齢者医療の被保険者となります。(取り下げも出来ます※1)

- ・現在加入している**健康保険証(国民健康保険・社会保険等)の資格喪失の手続きが必要**となります。国民健康保険の加入者は市町村窓口で、社会保険等の加入者は保険証の発行機関で資格喪失手続きの相談をしてください。
- ・資格喪失の手続きを怠ると、後期高齢者医療制度と現在加入の健康保険からの二重の保険料が課せられる場合があります。

『障害認定』取り下げ請求について(※1)

- ・後期高齢者医療制度に移行した場合、新たに保険料の負担が発生するなどの理由から、ご本人の意思により取り下げ申請することで後期高齢者医療制度に加入しないこともできます。ただし、個々のケースにより利益・不利益の状況が異なりますので、取り下げ申請については市町村老人医療担当窓口又は青森県後期高齢者医療広域連合までご相談ください。

○問合せ先

- ・青森県後期高齢者医療広域連合 TEL 017-721-3821
URL <http://www.aomori-kouikirengou.jp/>

【担当 老保年金係 内線37】

～ 総務課 から ～

公の施設の指定管理者の募集について

町では次の施設について指定管理者を募集します。指定管理者制度の趣旨や施設ごとの設置目的をご理解いただき、効果的、効率的に管理運営を行なうことができる団体を募集いたします。

《対象施設》

No.	施設名称	所在地	担当課	お問い合わせ先
1	高齢者生活福祉センター	小泊	福祉課	57-2111
2	中泊町すくすくこども館	小泊	水産観光課	64-2111(小泊支所)
3	中泊町基幹集落センター	小泊	水産観光課	64-2111(小泊支所)

《募集要項》

施設及び業務内容のほか、申込資格や提出書類など具体的な内容は募集要項に記載します。
募集要項は希望者のみへの配布とし、上記表内の担当課で行ないますのでお問い合わせください。

《募集要項の配布及び申請の受付》

配布時期 平成20年2月1日(金)～2月19日(火) 配布希望者に限ります。
受付期間 平成20年2月1日(金)～2月22日(金) 期日厳守とします。

※申請資格や提出書類等は、必ず募集要項を確認してください。

指定管理者制度全般についてのお問い合わせ【担当 行政係 内線57】